

# 鯖江市総合体育館 ～使用上の遵守事項～（抜粋）

作成日：令和2年4月1日

- ① 第1アリーナ内に机、イス等を置く場合は必ず養生マット（緑のシート）を敷くこと。
- ② スポーツ施設敷地内（屋内、屋外を問わず）は禁煙とする。
- ③ スポーツ施設内の壁、ドアは貼り紙や看板等の貼付は禁止とする。  
（マグネットは可能）
- ④ スポーツ施設内の建造物や備品等を破損、紛失した場合は直ちに報告すること。
- ⑤ 第1アリーナ内の床にラインテープを張る場合は、指定のもの以外使用しないこと。
- ⑥ 第2アリーナでの球技は、卓球以外禁止とする。
- ⑦ 前広場を駐車場として利用する場合は、車の配置、トラブル対処等は、その催し物を主として実行する団体が責任を持って行うこと。

指定管理者：



一般社団法人

鯖江市スポーツ協会

Sabae City Sports Association